

大正四年六月二十一日第三種郵便物認可 (毎月一冊一日發行)

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號六第 卷二十四第

行發日一月六年一十和昭

論叢

資産者と課税……………法學博士 神戸正雄
 フィンヤア利子論の分析……………文學博士 高田保馬
 現代の「生の哲學」としての經濟哲學……………經濟學博士 石川興二

時論

大都市における商店街の構成……………經濟學博士 谷口吉彦

研究

私設工場委員會と企業……………經濟學士 大塚一朗
 節約投資の均衡と中立貨幣……………經濟學士 中谷實
 再保険料率に關する一研究……………經濟學士 佐波宣平
 バレトの生産均衡論……………經濟學士 青山秀夫

說苑

シユタインの政治經濟學批判について……………經濟學士 島恭彦

附錄

新着外國經濟雜誌主要論題
 本誌第四十二卷總目錄

(禁轉載)

説苑

シュタインの政治經濟學

批判について

——其の財政學の一研究——

島 恭 彦

序

財政は國家其他の政治團體の經濟であり、政治と經濟の交錯する領域である。其故に財政思想の歴史を顧るならば、其處に國家及び經濟に關する極めて多彩なイデオロギーが錯綜してゐるのを見出すであらう。又財政の中に不斷に政治的經濟的諸力が鬭争し、或時は一方が他方を制し、又或時は両者が均衡する様に、財政思想に於ても、或者は國家學や政治學の優越性を信じ、或者は經濟學の萬能を主張し、又或者は兩者を調

和しやうとする。勿論この場合單なる立場の争ひではなく、財政の本質を如何なる方法を以て把握するかと云ふ事が問題になつてゐるのである。又この限りに於てのみ財政思想に於ける批判と反批判の歴史を檢討する事が出来る。

十八世紀後半資本主義經濟の勃興と共に擡頭した自由主義的經濟學は專制國家の諸政策を批判しつゝ、又同時に國家の經濟も君主の恣意から獨立した經濟法則に支配される點を明かにした。彼等は先づ財政學を行政の技術論から解放して、純經濟的な體系の中に收めたのであつた。スミスやセイの經濟學は封建的遺制の永く殘存してゐた獨逸にも侵入し、啓蒙的な官房學の財務行政論と所謂「理論と實際」と云ふ様な形式で結び付く事が出来たのであるが、獨逸人が個人主義的經濟學を十分に理解しない中に、浪漫思想が擡頭し絶對國家を理論的に辯護する諸々の國家學が復活したのである。¹⁾シュタインの財政學は恰もかゝる思想系統に屬してゐる。彼は政治經濟學の中に姿を没してゐた財政學

1) ザーリン、「國民經濟學史」(高島氏譯)一八八頁

を再び國家學の中に取り戻したのであつて其は恰も官房學の復活と云ひ得るだらう。彼の財政學は洵に國家經濟學の名にふさはしいのであつて、其は英佛の政治經濟學に對する、國家主義的批判とも見る事が出来やう。私は本稿でシュタインの政治經濟學批判を取上げて論じ、同時に彼の財政學の性質を考察したい。

一、政治經濟學批判の基礎

イエヒトはシュタインの財政學の中に歴史學派とヘーゲル哲學の影響を見てゐる。²⁾そしてこの兩者は同時に英佛の純經濟的財政學に對するシュタインの立場を規定するものである。第一の點について見るならば、シュタインは各國民の財政制度の個性 (Individualität) を尊重し、この個性を比較研究し、其財政學の全編恰も比較財政學 (vergleichende Finanzwissenschaft) と呼ぶにふさはしい特色を持つてゐる。³⁾併しこれは彼の財政學全體に見られる特色と云ふだけで、別に政治經濟學の普遍主義に對する、積極的な批判をなすものではない。

い。従つて私の考察は第二のヘーゲル哲學の影響に限られねばならない。

ヘーゲルは「法の哲學」の中で客觀的精神の最高の發展段階である國家を、物質主義や個人主義の支配する市民社會に對置してゐる。客觀的精神は市民社會の段階で、無數の個人に分裂し、この個人は唯自己の利益の爲にのみ勞働し欲求する。而もこゝに無數の個人の間
に依存關係が生じるのであるが、これはヘーゲルの所謂欲求の體系 (System der Bedürfnisse) であり、この市民社會の合理的な聯關を科學的に探求するものは經濟學 (ヘーゲルはこれを Staatsökonomie と呼ぶ) ミス、セイ、リカルドの名を擧げてゐる。) である。⁴⁾併しヘーゲルによれば欲求の體系や經濟學を生み出した個人主義は結局市民社會の段階で發生する所の一つの誤れる意識であり、個人が自己共に欺く所の假象に他ならぬ。市民社會の個人は自己を自由なもの、獨立せるものと考へてゐるが、尙且つ個人は客觀的精神の一分子たる事を止めるものではない。従つて分裂せる客觀的

2) Jecht, Wesen und Formen der Finanzwirtschaft. S. 14

3) Lorenz v. Stein, Lehrbuch der Finanzwissenschaft. 5 Aufl. S. 93 ff.

4) Hegel, Grundlinien der Philosophie des Rechts. § 188.

精神が自己を再び統一する國家の段階に於て始めて個人主義の迷蒙は消滅し、個人は國家の一員として始めて自由な人格の本質を認識する事が出来る。ヘーゲルは市民社會及びその個人を國家の中に止揚統一するのであるが、恐らく又個人主義的原理に基く經濟學も國家學の中に止揚されねばならないであらう。國家學こそ客觀的眞理を闡明する學問だからである。ヘーゲルは斯様に國家の干渉から自己を解放し、自由と平等を主張する市民社會の利己的個人を再び國家の内部に有機的に統一しやうとした。かくてヘーゲルによつて始めて英吉利や佛蘭西に發生した資本主義社會、其處に生れた個人主義的經濟學に對する獨逸的な批判は確立せられたのであつた。

シュタインの政治經濟學批判は結局このヘーゲル的國家主義即ち反市民社會的、反個人主義的立場に基礎を置く。彼は既に「フランス社會運動史」の中でヘーゲルの國家及社會概念を受け入れ、國家を以て人類最高の共同生活體とし、社會を欲求の體系や利益の原則に

シュタインの政治經濟學批判について

よつて支配される所の非人格的生活體としてゐる。又財政學の中にも國家の絶對概念を取り入れ、國家を以て「最高の人格的統一にまで高まつた個人の共同生活體」としてゐる。⁵⁾ 國家はかゝるものとしてあらゆる時代あらゆる國民を通じて存在する普遍的理念である。而も財政は何よりも、かゝる國家の經濟生活であるから、先づ國家の本質を究めて始めて其本質を理解し得る。従つてシュタインによれば財政學は「國家學體系の有機的意識的一分枝」なのである。⁶⁾ たゞこの場合ヘーゲルと異なる點と云へば、シュタインの問題は國家一般ではなく國家の經濟である事である。ヘーゲルは市民社會の經濟を國家の中に止揚したのであるが、國家及び國民の經濟生活に就て何等説く所はなかつた。⁷⁾ この物的基礎を持たない國家は恐らくシュタインにとつて非現實的に思はれたのであらう。彼は國家理念のみを説いてその物的基礎を顧みない法律哲學の抽象性をしばしば非難してゐる。そこでシュタインは國家の絶對概念を更に展開して國家經濟(Staatwirtschaft)の概念を

- 5) Stein, Geschichte der sozialen Bewegung in Frankreich, 1850 (Herausgegeben von G. Salomon 1921.)
- 6) Stein, F.w. I Bd. S. 6.
- 7) Stein, F.w. I. S. 90.
- 8) Teschmacher, Die geistgeschichtliche Linie der Entwicklung des finanzwirtschaftlichen Denkens. S. 18.

得たのである。⁹⁾ 併し國家經濟の概念はヘーゲルの國家概念の否定ではなく其應用に過ぎない。従つて國家經濟が個人經濟よりも一層高次の關係に立つ事はヘーゲルの國家と市民社會の關係に於けると同様である。かくてシュタインの場合には國家經濟の視角から政治經濟學の市民社會的、個人主義的財政觀が批判されるのである。

二、私經濟的財政觀の批判

一、財政一般について シュタインによれば財政は先づ國家の經濟であり、財政學は國家學の一部でなければならぬのであるが、政治經濟學(特に英國古典學派)は財政を單なる私經濟と見做し、財政學を純經濟的體系の中に包括する。シュタインはこれを評して次の如く云ふ。

「アダム・スミスから直接發した意見に従へば國家經濟は特殊の形態の私經濟に過ぎない。従つて私經濟を支配する法則と全く同一の法則に従はねばならない。國

家經濟のすべての範疇は私經濟のそれに從屬 (Unterordnen) しなければならぬ。¹⁰⁾ この政治經濟學の意見はシュタインによれば結局其思想的背景をなす經濟的自由主義、個人主義に由來する。即ち政治經濟學はあらゆる國家の政策から解放された個人の自由な經濟的活動の中に國民全體の福祉を見出し、合理的な資本主義經濟の姿を見るのである。従つて國家の活動即ち行政は「官僚政治の祕密と專制君主の恣意」の充滿してゐる非合理的な領域として、理論的考察の範圍外に置かれる。¹¹⁾ 其故に國家の財政を考察する際も、行政の全領域(經費)と全く切離して、唯資本主義經濟或は市場經濟との接觸面を問題にするに過ぎない。かくして財政は國家經濟としての特色を失ひ市場經濟の面に存在する私經濟と同列に置かれる。要するに政治經濟學によれば國民生活發展の法則は、すべて經濟學の領域に存在し、従つて又あらゆる國家學(財政學も)は經濟學に基かねばならない。かくてシュタインは云ふのである。

「經濟學は英國固有の國家學となつた。大陸では前者

9) Stein, F.w. I. S. 5 ff.

10) Stein, F.w. II. S. 382.

11) Stein, F.w. I. S. 2.

は後者から出發して、後者に本來の故郷を見出したのに、英國では全く逆の道を辿りつゝ、經濟學から國家に關するあらゆる學問を思ふまゝに造り出した。¹²⁾

シュタインは反對にあらゆる學問を國家學體系の中に統制しやうとした。¹³⁾ 就中財政學は國家學體系の有機的一分枝である。其は先づ國家の本質を究明しなければならぬ。シュタインの所謂國家は古典學派の所謂「空つぽの國家概念」(Konkrete Staatslehre)¹⁴⁾ではなく、人格の最高の共同生活體である。而もシュタインによればこの國家の實質は行政 (Polizei, Verwaltung) の領域に存在する。行政は國民生活に直接接觸し、國民の福祉を増進し、國民を國家の中に有機的に統一する。個人の經濟生活と雖も國家から獨立してゐるのではなく、行政の生産的機能によつて始めて個人の經濟は存立し得るのである。財政はかゝる行政の一部門である。而も財政の領域に於て「活動しつゝある國家のあらゆる他の領域の物的條件が獨立の行政目的となる」のであるから、財政こそ國家活動の中樞である。¹⁵⁾ 財政は

収入の源泉として國民の經濟(資本)を前提するが、又他面財政は行政を通じて國民の經濟を促進する。これを國民の則から見れば、國民は財政に貨幣を給付する事によつて始めて行政の生産的價値を享受する事が出来る。従つてこゝに國民の經濟的共同體即ち國家經濟が成立するのである。國家經濟を通じて國民經濟と國家とは有機的に統一する。國民の共同經濟と云ふシュタインの國家經濟の概念は國民の有機的共同體と云ふ國家概念から派生したものである。

扱前述べた様に政治經濟學は行政を不生産的な領域として財政の理論的考察から切離し、唯財政と私經濟との横の價格關係を考察したに過ぎなかつた。然るにシュタインは財政を私經濟よりも高次の關係に立つ國家經濟として、財政、國民經濟、行政の有機的聯關、即ち國家と國民經濟との縦の聯關を考察する。即ち行政は其生産的作用によつて、國民經濟の生産力を促進し、かくして促進された生産力は國家に收入をもたらす、この收入は再び行政活動の原動力となる。これシ

12) Stein, F.w. I. S. 138.

13) Grünfeld, L. v. Stein und die Gesellschaftslehre, (1910) S. 12.

14) Heckel, Lehrbuch der Finanzwissenschaft, I Bd. S. 59.

15) Stein, F.w. I. S. 17.

シュタインの所謂有機的循環 (organische Kreislauf) であり、普通再生産説 (Reproduktivtheorie) と云はれるものである。¹⁶⁾

處で財政 (收入、支出、及び兩者の調整) は行政の生産的活動と國民經濟の生産力を媒介する地位にある。即ち財政は國民經濟よりもたらされた收入額と行政の生産的價值 (經費の價值) を比較考察し、正常なる有機的循環を維持する役割を持つ。收入額と行政の價值とのバランスを保ち、正常なる有機的循環を維持するならば、國家權力と國民經濟とは内面的に調和される。シュタインによればこの兩者を調整し得るものは國家生活の過去、現在、未來を洞察し得る偉大な政治家 (Staatsmann) である。¹⁷⁾ かくて政治經濟學の財政論の中心には價格の自然法則が、シュタインの財政學の中心には政治家の偉大な人格が置かれる。

二、租税の本質について 政治經濟學の私經濟的財政觀は又租税の本質論にも現はれる。即ち其は財政を國家の行政活動と切離し、國家經濟としての特色を無

視するから、財政は單なる私經濟として他の私經濟より交換關係を通じて貨幣 (租税) を獲得しなければならぬ。租税利益説これである。

斯様な見解に従へばシュタインの云ふ様に「國家はすべての企業家と同様に労働してゐる。そして租税は國民がかかる國家の労働に對して支拂ふ價格である。」¹⁸⁾ シュタインは又この私經濟的租税觀を助長するものとして議會政治の影響を上げた。即ちこの場合、租税は政府と政黨の間に行はれる私經濟的な取引だからである。然るにシュタインによれば租税の中にこそ國家及び

國家經濟の本質が現はれねばならない。蓋し租税は「國民の經濟的國家意識 (wirtschaftliche Staatsbewusstsein) が其中に凝固した」ものであり、又「憲法と行政によつて共同生活の收入が個人の收入から引出される經濟的共同生活」の領域だからである。¹⁹⁾ 即ち租税の意義は政治經濟學が考へる様に個人の國家に對する貨幣的給付に盡きるものではなく、この租税收入が行政を通じて國民全體の經濟力を促進する所に租税の本質が存在する。

16) Stein, F.w. I. S. 23 ff.

17) Stein, F.w. I. S. 182.

18) Stein, F.w. II. S. 382.

19) Stein, F.w. II. S. 347.

従つてシュタインは次の如く言ふ。「かくて國家の最も内面的な生活の内かの有機的循環が行はれてゐる。其は國民の直接的感情によつて常に感じられるものであるが、今や始めて科學が次の様にこれを定式化しなければならぬ。即ち租稅力は租稅を、租稅は行政を、行政は乍併再び租稅力を生み出さねばならない。」²⁰⁾

三、租稅の轉嫁について 政治經濟學は租稅の本質に就て多く語らなかつた。むしろ其の理論的關心は主として租稅の轉嫁現象に對して向けられたのである。而もこの事實の中に政治經濟學の市民的、個人主義的性格が顯著に現れてゐる。蓋し租稅の轉嫁は云ふまでもなく市場經濟の面に於ける純粹な經濟現象であり、私經濟間の單なる賣買關係であるから、轉嫁論こそ國家の行政から獨立した自由な市民社會に於ける合理性を追求する政治經濟學にとつて最も似つかはしい問題でなければならぬ。従つて又シュタインの批判は當然轉嫁論に向かへばならない。彼の所謂租稅の國家經濟的性質は轉嫁論に於て、最も甚しく閑却されるからで

シュタインの政治經濟學批判について

ある。シュタインの批判の論據は租稅轉嫁論が決して明確な結論に到達しないと云ふ點にあつた。即ち政治經濟學は租稅を單なる私經濟的なコストと考へて、商品の賣買を通じて行はれる租稅の轉嫁過程を個人から個人へ無限に辿つて行つた。そして租稅は結局誰が支拂ふのであるかと云ふ問題には少しも答へなかつたのである。シュタインは言ふ。「……最早かの單純な殆んど機械的な轉嫁では満足する事が出来ない。成程其によれば個々の取引行爲に於て誰が先づ租稅を支拂ひ、次に誰が負擔するかと云ふ事はわかる。併し全流通過程に於ては、すべての人があらゆる消費財單位の賣手であると同じ買手であり、すべての支出と收入の中に租稅の斷片が含まれてゐるとすれば、誰が結局最後に租稅を支拂ひ且つ負擔するのであらうか。明かにこの問題に對する最後の解答は單純な轉嫁の見地から得る事は出来ない。」²¹⁾政治經濟學の租稅轉嫁論が右の様な循環論に陥つたと云ふ理由は、結局其が市場經濟の面に於ける横の價格關係のみに心を奪はれて、租稅の中に國

20) Stein, F.w. II. S. 358.

21) Stein, F.w. II. S. 555.

家と國民經濟の間の有機的循環が行はれてゐると云ふ事實を無視したからである。シュタインの國家經濟的租稅論は市場經濟的租稅論に對して次の様に教へる。²²⁾

即ち租稅は單なる私經濟的なコストではなく、云はゞ國家の行政と國民經濟の協力の下に行はれる共同生産の費用である。そしてこの費用を再生産するものは生産的な行政活動である。従つて無數の私經濟の支拂ふ租稅の全額は行政の生産的價值に等しくなければならぬ。私經濟が意識すると否とに拘らず、租稅額だけの商品價格を回收し得ると云ふ事は行政の生産的機能によるものであり、又反對に租稅額だけの商品の追加價格を支拂ふと云ふ事は即ち行政の生産的價值に對して支拂つてゐる事である。これはシュタインの所謂“Stenerproduktion”の理論であり、再生産説の亞種である。

三、批評と結論

シュタインの私經濟的財政觀の批判によつて先づ財

政の本質把握の上に如何なる進歩がもたらされたであらうか。

一、財政と政治の聯關の認識これである。シュタインは政治經濟學の純經濟的な體系の中に姿を没してゐた財政學を再び國家學の中に取り戻すと同時に、財政の經濟的性質のみならず、政治的側面をも明かにしたのである。惟ふに財政を國家より抽象して、財政と市場經濟の接觸面を考察してゐるだけでは、到底眞相を明かにする事は出来ないであらう。シュタインは財政の地位を確定して國家行政の一領域とした。而もこの領域は他の行政各部の物的條件を供給する所であるから、シュタインは財政の中に「行政各部の對立が最も明かに觀取される」と言ふ。即ち彼は財政を政治的物的基礎として理解してゐたのである。

二、又シュタインは財政を單なる私經濟或は家計と見ずに、更に視野を擴大して國民經濟と政治(行政)との交渉する領域として理解してゐた。こゝにも亦彼の偉大な功績がある。即ち國家はその政治活動の爲に財

22) Stein, F.w. II, S. 556 ff.

23) Stein, F.w. I, S. 16.

政を通じて國民經濟より收入を獲得し、更に再び國民經濟の内に放出する。又國民經濟は國家の財政に貨幣を給付し、國家の政治活動を通じて様々な經濟的利益を享受する。唯シュタインは國家及び國民經濟を様々な利害を有する團體の多元的な統一と見ず、單なる有機的統一と考へ、更に政治と經濟との統一を政治家の人格に委ねたのであるが、これは財政上の政治問題、經濟問題を回避する態度に他ならぬ。併しこの點を忍ぶとしても、看過出来ないのは次の様な缺點である。

一、即ち政治經濟學の様に私經濟的な諸概念を直ちに財政に適用する事は確かに妥當ではないが、またシュタインの様にロマンチックな國家論から引出された諸概念を直ちに國家の經濟生活に應用する事も妥當ではない。即ち國家の理念を直ちに其經濟生活に應用して、これを國民の共同經濟と呼ぶ事は何等現實の國家經濟の説明にはならない。惟ふに現代のあらゆる經濟生活（其が營利經濟と異なる家庭經濟にしろ、其他の共同經濟にしろ）は資本主義經濟の洗禮を受けてゐるのであつ

シュタインの政治經濟學批判について

て、經濟生活を歴史的、具體的に把握する限り、資本主義經濟との聯關を無視すべきではない。國家經濟と雖も決して例外をなすものではない。國家經濟の意義を財政部門に限るとしても、或は又他の行政各部の經濟生活に及ぼすとしても、國家の經濟は收入、支出を通じて資本主義經濟と密接に交渉し、又資本主義經濟の範疇（貨幣、商品、勞銀等）は國家經濟にも適用される。

資本主義社會の經濟生活はアダム・スミスやリカルドが極めて卒直に説いた様に、又獨逸ではヘーゲルが其市民社會論で批判的に極めて鋭く描き出した様に、個人主義的（私經濟的）反國家的性質を持つものである。従つてこの經濟生活の諸要素を直ちにロマンチックな國家概念の中に盛る事は出来ない。ヘーゲルの國家の中には經濟的要素が缺けてゐるが（この點をシュタインは非難する）彼の所謂經濟即ち欲求の體系は市民社會の段階であらはれる特定の生活であるとすれば、むしろこれは當然の事であらう。然るにシュタインはヘーゲルの國家概念と經濟とを結合する爲に、經濟生活

24) Otto, Gerlach, Geschichte der Finanzwissenschaft. S. 35. (Die Entwicklung der deutschen Volkswirtschaftslehre H. 2.)

の中から其歴史的な諸特質即ち個人主義的要素を抽象する。乍併かくして得られた國家經濟なる概念、或は其より派生する再生産説や“Steuerproduktion”の理論は極めて現實性にとほしいものであつた。其は云はゞ經濟概念の浪漫化であり、或はむしろ浪漫的國家論の經濟化である。²⁵⁾

二、更にシュタインは政治經濟學の反國家的個人主義的イデオロギーに反對したとは云へ、古典學派の生産偏重主義や樂觀主義をそのまま繼承してゐたのである。シュタインが行政の生産性を説く點では古典學派と異なるが、國家の目的を資本蓄積に限定する點では同一である。又シュタインが國民經濟の個人主義的側面を抽象する點では、古典學派と異なるが、國民經濟を資本の生産、再生産の行はれる生産社會とし、この中に社會的矛盾を見ない點では同一である。シュタインの所謂國家と國民經濟の有機的調和、即ち有機的循環とは結局經濟政策的、生産政策的意義を持つに過ぎず社會政策を意味しなかつた。彼は財政上の社會問題を理解しなかつた。否彼は租税を特定の階級の爲に利用す

る社會政策に對して積極的に反對した。²⁶⁾

十九世後半獨逸で社會政策的、倫理的思想が擡頭した時、シュタインの財政學が歓迎されなかつたのはかう云つた理由によるものである。この時代を特徴付けるワグナーとシュタインの「財政學と國家社會主義」をめぐる花々しい論戰の結果、シュタインの財政學は社會的時代 (soziale Epoche) の意識水準に達しないものとして斥けられた。倫理學派のフォッケも特にシュタインの租税論を評して次の如く言ふ。「シュタインは資本蓄積並びに其諸要素(資本、勞動、所得—島)に關する純粹な經濟概念の上に租税體系を組立てた。この際彼は國家經濟の目的、從つて國家の目的を一般に資本蓄積に限定したのであつたが、この前提はあまりに狹すぎる。正にその爲にこの前提の下で彼は公平負擔に關する問題を論ずる餘地がなかつたのである。」²⁷⁾ 結局シュタインの財政學は獨逸の資本家階級を育成せんとする啓蒙的カメラリズムの傳統に基いてゐる。彼の國家經濟學は所詮政治經濟學の辨證法的な批判ではなかつたのである。

25) Sultan, Die Staatseinkommen. S. 144.

26) Stein, F.w. I. S. 148 ff.

27) Wagner, Finanzwissenschaft und Staatssozialismus. (Zeitschrift f. g. Staatsw. 1887.) S. 37-64.

28) Vocke, Abgaben, Auflagen und Steuern, (1887) S. 54.